

見積書及び請求書の押印省略について

(公財) とちぎ建設技術センター (以下「センター」という。) にご提出
いただく「見積書 (建設工事等入札契約に係るものを除く。ただし、参考見
積りは省略可)」、「請求書」について、押印を省略して提出できるようにな
りました。

「契約書」、「入札書」、「委任状」は、今回の取扱いの対象外ですので、従
来どおり押印してください。

なお、「納品書」は、従来から押印省略が可能となっています。

押印省略の方法

(1) 連絡先との記載

・押印を省略する場合には、見積書等に「発行者 (発行者が法人の場合発
行責任者および担当者) の氏名及び連絡先 (電話番号)」を明記してくだ
さい。

・「氏名」は、苗字のみではなく、フルネームを記載してください。

・電話がない場合や、平日日中は電話対応が難しい等の場合は、メールア
ドレスを記載してください。

(2) センターからの連絡

・文書の真正性を確認するため、センターの担当者から電話等で連絡をさ
せていただく場合があります。

その他

従来どおり押印して提出する場合は、取扱いの変更はありません。

----- お問い合わせ -----
総務部 総務課
TEL 028-626-3186
FAX 028-626-3160
